

# 金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（仮称）骨子案について

## 【制度概要】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは、0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所や幼稚園等を利用することができる制度です。

## 【実施内容】

項目	内容
利用対象	0歳6か月から満3歳未満で 保育所等に通っていない子ども ※市による対象者の支給認定が必要
利用時間	月一定時間までの利用可能枠の中で、 時間単位で柔軟に利用
利用方法	市が対象者を支給認定後、 保護者は事業者と直接利用契約
実施場所	保育所、認定こども園、幼稚園 等 ※事業を実施するには市による認可が必要 ※給付費を受けるには市による確認が必要

## 【条例制定の趣旨】

児童福祉法における乳児等通園支援事業の新設に伴い、国から示された「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、本市においても乳児等通園支援事業を実施する施設を認可する基準を定めた設備及び運営に関する基準条例を制定しました。（令和7年6月）

令和8年4月からの本格実施（法定の給付制度）に伴い、給付費の支払を受けるための確認基準である国から示された「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」を踏まえ、本市においても運営に関する基準を定める条例を制定することを目指しています。

## 【条例の骨子案】

別紙参照

## 【意見募集（パブリックコメント）】

○募集期間  
令和7年12月16日（火）～ 令和8年1月15日（木）

○資料閲覧場所  

- ・金沢市ホームページ
- ・市政情報コーナー
- ・金沢市保育幼稚園課

## 【今後の予定】

令和7年度中の議会に上程予定

## 金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（仮称）の骨子案について

### 1 条例制定の趣旨

この条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」といいます。）第1条の規定（改正法附則第1条第5号イに掲げる改正規定に限る。）による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「新法」といいます。）第54条の3において準用する新法第46条第2項の規定による特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものです。

この基準を定めるに当たっては、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）を参考としています。

この条例は、こども誰でも通園制度の事業を実施する事業所が給付費の対象となるために満たすべき基準となります。

### 2 基準の概要

主な内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>利用定員を定めなければならない</li><li>子ども及びその保護者との事前面談を行わなければならない</li><li>利用の申込みに対し正当な理由のない提供の拒否をしてはならない</li><li>利用について市が行うあっせん及び要請に対し協力しなければならない</li><li>給付費及び実費等の支払を受けることができる</li><li>保育所保育指針に準じ支援の提供を適切に行わなければならない</li><li>事業運営の重要事項に関する規程を定めなければならない</li></ul>	国基準どおり

・子どもに対し差別的取扱いをしてはならない ・虐待等子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない ・子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない ・事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じなければならない など	国基準どおり
・事業所の管理者は暴力団員であってはならない	金沢市独自基準

### 3 施行期日

令和7年度中の議会に上程し、令和8年4月1日の施行を目指します。